# 審　査　基　準

令和４年３月 15 日作成

| |
|---|
| 法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 根　拠　条　項：第９条の３第１項 |
| 処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の指定 |
| 原権者（委任先）：新潟県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め：<br>銃砲刀剣類所持等取締法第９条の３第１項<br>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第１２条（推薦等）、第４２条（猟銃等射撃指導員の基準）、第４３条（射撃指導員の指定の申請の手続） |
| 審　査　基　準：<br>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４２条第１項各号について、面接、試験、関係公益法人からの推薦等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。<br>なお、同規則に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中<br>（１）「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。<br>（２）「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。<br>（３）「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。 |
| 標 準 処 理 期 間：３５日 |
| 申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出してください。 |
| 問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許認可管理センター<br>（025-285-0110　内線 3031） |
| 備　　考： |